

農地・水保全管理支払交付金に関するQ&A  
(未定稿)

平成23年4月  
農地・水・環境保全対策室

<概要>

(問1) 農地・水保全管理支払交付金の概要いかん。

(答)

「農地・水保全管理支払交付金」は、平成19年度から実施している農地・水・環境保全向上対策について、

- ① 「営農活動支援」を切り離し、「環境保全型農業直接支援対策」として独立した対策として開始
- ② これまで「共同活動支援」の対象としてきた農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落（活動組織）が行う農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新などの活動に対し追加的に支援（向上活動支援交付金）するよう見直しを行い、「農地・水保全管理支払交付金」と名称変更するものです。

(問2) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対策期間いかん。

(答)

向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）については、平成23年度から27年度までの5年間の対策としています。

(問3) 平成22年度末で現行の農地・水・環境保全向上対策は終了してしまうのか。

(答)

共同活動支援は、平成23年度までを対策期間としており、「農地・水保全管理支払」制度の中でも継続して実施し、その後の取扱いについては平成24年度予算概算要求段階で検討します。また、現行の営農活動支援は、「環境保全型農業直接支援対策」の中で、平成23年度までは「先進的営農活動支援」として支援を継続することとしています。

## <対象地域>

(問4) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）は、どのような地域（集落）が支援の対象となるか。

(答)

農地・水保全管理支払交付金における施設の長寿命化対策は、現行の農地・水・環境保全向上対策の共同活動の実施地区又は中山間地域等直接支払制度の集落協定により水路・農道等の適切な管理活動を行う集落での取組を支援対象としています。

(問5) 農地・水保全管理支払において、施設の長寿命化のための活動にのみ取り組むことは可能か。

(答)

「施設の長寿命化のための活動」のみに取り組むことはできません。

(問6) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）を受けるためには、どのような手続きが必要となるか。

(答)

施設の長寿命化対策に取り組もうとする集落（活動組織）において、

- ① 集落（活動組織）の規約の策定
  - ② 長寿命化対策にかかる（原則として5年間の）計画の作成
  - ③ 市町村等と対策実施に係る協定の締結（対象とする施設の管理者が市町村のほかにもある場合（土地改良区等）は、これらの施設管理者も含んだ協定の締結）
- を行った上で、申請を行っていただきます。なお、現在、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる地区では、規約と協定については、現行のものを改定していただくことが必要です。

(問7) 交付金の算定対象となる農地はどのようなものか。

(答)

「農地・水保全管理支払」においても、現行の「農地・水・環境保全向上対策」と同様、交付金の算定の対象とするのは、平場、中山間地域等を問わず、農振農用地とします。

## <対象施設、対象活動>

(問8) 施設の長寿命化のための活動とはどのようなものか。

(答)

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池等を対象として、これらの施設の補修や更新等の長寿命化のための取組とします。具体的には、

- ① 水路の破損部分の補修や素掘り水路からコンクリート水路への更新
  - ② 農道路肩の補修や未舗装農道のコンクリート舗装への更新
  - ③ ため池の洗掘箇所補修や小規模なゲート類の更新
- などの活動です。

(問9) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対象施設や対象活動いかん。

(答)

「対象施設、対象活動に関する国の指針」（以下「国の指針」という）に基づき、都道府県が地域の実情に応じて「対象施設、対象活動に関する都道府県の指針」（以下「対象施設、対象活動に関する指針」という）を策定することとします。

なお、水路、農道、ため池など集落が管理する施設のほか、暗渠排水の設置や給水栓の更新など、農地に係る施設についても、都道府県の指針に位置付けることにより対象とします。

## <交付単価>

(問10) 施設の長寿命化のための活動に対する支援単価いかん。

(答)

施設の長寿命化のための活動に対する支援は下記の単価としています。

(国の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	2,200円/10a	1,000円/10a	200円/10a
北海道	1,700円/10a	300円/10a	200円/10a

(国と地方の合計の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

(問11) 交付単価の設定における地方公共団体の負担の考え方いかん。

(答)

施設の長寿命化のための活動を含め、農地・水保全管理支払の活動は、食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組であることから、国、地方公共団体、集落（活動組織）の負担について、国：地方公共団体：集落（活動組織）＝1：1：1として、単価を設定しています。

## <実施体制等>

(問12) 実施体制いかん。

(答)

農地・水保全管理支払の実施に際しては、地域の農家、非農家から成る事業実施主体としての集落、国（本省、地方農政局等）、都道府県、市町村、農業関係団体等が、それぞれの役割分担の下に円滑に対策を推進・実施します。

本対策の適切な推進を図るため、国が示す要綱・要領に基づき、都道府県が地域の実情に応じて策定する「事業実施に関する方針」の中で地域の推進体制を定め、必要な実施体制を構築します。

(問13) 共同活動や向上活動の支援交付金の交付ルートいかん。

(答)

- 1 共同活動支援交付金は、これまでと同様に、地域協議会経由で集落（活動組織）に対し交付します。また、向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）については、国は支払対象者である集落（活動組織）へ直接交付することとしています。
- 2 なお、地方（都道府県、市町村）分については、都道府県が「事業実施に関する方針」の中に地域の推進体制とともに交付金の交付ルートを位置付けて頂き、地域の状況に応じた対応が可能となるよう考えています。